

日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則
(市中流通拠点利用先用)

目 次

はじめに	1
1. 基本的な事項	2
(1) 用語の定義	
(2) 受払対象貨幣および受払の単位	
(3) 受払日および受払の時間帯	
2. 利用承認等	3
(1) 利用の申込み	
(2) 届出事項	
(3) 利用承認の取消し	
3. 貨幣の受払	4
(1) 受払希望量等の連絡	
(2) 貨幣の受払等に関する日本銀行からの通知	
(3) 利用先における取扱い	
(4) 貨幣の受払	
4. 留意事項	8
(1) 貨幣にかかる所有権の移転時期	
(2) 貨幣の受払に過誤が発生した場合の取扱い	
(3) 貨幣の受払の取り止め	
(4) 受払日の変更	
(5) 直送との併用禁止	
(6) パレット等の貸与	
(7) 大袋用の袋の貸与	
5. 市中流通拠点において取扱う貨幣に関する情報の日本銀行等への提供	10

【書式】

- (書式第 1 号) 利用申込書
- (書式第 2 号) 連絡責任者等届
- (書式第 3 号) 市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表 (月次・速報)
- (書式第 4 号) 市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表 (週次)
- (書式第 5 号) 市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表

【別紙】

- (別紙) 貨幣の整理および施封の方法

【別表】

- (別表) 貨幣のパレットへの積載方法について

はじめに

本細則は、「日本銀行が行う現金の受払に関する規則」（以下「現金受払規則」といいます）に規定する市中流通拠点における貨幣による当座勘定への入金および当座勘定からの払戻に伴う貨幣の受払に関する事務取扱を定めたものです。

市中流通拠点における貨幣による当座勘定への入金および当座勘定からの払戻に伴う貨幣の受払を行うに当たっては、当座勘定規定、現金受払規則等を遵守するほか、本細則に従ってください。

今後、本細則の内容に変更がある場合には、その都度日本銀行から通知しますので、本細則を適宜補正のうえ、利用してください。

1. 基本的な事項

(1) 用語の定義

本細則で使用する用語の定義は、現金受払規則その他日本銀行が定めた規則等によるほか、次のとおりとします。

イ. 利用先 市中流通拠点で貨幣の受払を行うことについて日本銀行から承認を受けた日本銀行本店の取引先をいいます。

ロ. 利用希望先 利用先となることを希望する取引先をいいます。

ハ. 大袋 貨幣を専用の袋に収納したものをいいます。

ニ. 大袋包装封 大袋をパレットに積載し、大袋包装網により包装施封したものをいいます。

ホ. 保管区画 日本銀行または利用先が、市中流通拠点において貨幣を保管する区画をいいます。

(2) 受払対象貨幣および受払の単位

市中流通拠点において受払の対象となる貨種は下表のとおりです。また、受払の単位は貨種別に大袋定量を取り纏めた大袋包装封定量とします。

貨種* ¹	大袋包装封定量	大袋定量
500円（ニッケル黄銅貨）* ²	50大袋	2,000枚
100円（白銅貨）	50大袋	4,000枚
50円（白銅貨）		
10円		
5円	100大袋	5,000枚
1円		

*1 記念貨（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第5条第2項その他関係法令に基づき発行される記念貨幣をいいます）および損貨（摩損または汚損の度合いが高いため取引先が流通に適さないと認めた貨幣をいいます）については受払を行いません（「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」に定める記念貨および損貨をいいます）。

*2 500円（ニッケル黄銅貨）については、市中流通拠点において日本銀行による受入は行いません。

(3) 受払日および受払の時間帯

イ. 受払日

日本銀行発券局は、市中流通拠点において、貨幣の受入および払出を各々原則として週1回行い、貨幣の受入を行う日と払出を行う日（以下総称して「受払日」といいます）は、異なる日を指定します。

ロ. 受払の時間帯

日本銀行発券局は、市中流通拠点において、貨幣の受払は原則として午前9時30分から午後2時30分までの間に行います。

2. 利用承認等

(1) 利用の申込み

イ. 利用申込書等の提出

利用希望先は、以下の書類を日本銀行発券局に提出してください。

- ・ 「利用申込書」（書式第1号）
- ・ 市中流通拠点を運営する者との間で締結している業務委託契約書の写し（市中流通拠点における貨幣の受払および保管に関するもの。当該事実が記載されていない場合には適宜の資料）

ロ. 利用承認

日本銀行発券局は、利用希望先が、「市中流通拠点における貨幣の受払要綱」に定める利用先としての要件（以下「利用先要件」といいます）を満たすことを確認した場合には、当該利用希望先を利用先として承認します。この場合、日本銀行発券局は承認した旨を利用希望先に通知します。

(2) 届出事項

利用先は、日本銀行発券局との連絡に必要な連絡責任者およびその代理者の氏名、電話番号、ファクシミリ番号を「連絡責任者等届」（書式第2号）により日本銀行発券局に届け出てください。また、届け出た内容に変更が生じる場

合には、事前に同書式により届け出てください。

(3) 利用承認の取消し

イ. 利用先からの申出による利用承認の取消し

利用先は、利用承認の取消しを希望する場合には、当該取消しを希望する日の2か月前までに日本銀行発券局に対し、適宜の書面によりその旨を連絡してください。

ロ. 日本銀行からの利用承認の取消し

(イ) 日本銀行発券局は、日本銀行発券局と市中流通拠点を運営する者との委託契約が終了した場合には、全ての利用先について利用先としての承認を取消します。

(ロ) 日本銀行発券局は、利用先が利用先要件を満たさないと判断した場合には、当該利用先について利用先としての承認を取消します。

(ハ) 日本銀行発券局は、利用先が本細則、「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」、「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する規則」および「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する特則」その他の規則規定等ならびに日本銀行が将来制定し、または変更する規則規定等に違反した場合には、(ロ)に定める場合に該当するものと判断し利用先としての承認を取消することがあります。

3. 貨幣の受払

(1) 受払希望量等の連絡

イ. 「市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表（月次・速報）」の提出

利用先は、貨幣の受払を希望する月の貨幣の受払希望の見込みを「市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表（月次・速報）」（書式第3号）に記載し、

前々月の最終営業日の午後4時までにファクシミリ送信により日本銀行発券局（以下「日本銀行」といいます）に提出してください。

ロ. 「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」の提出

利用先は、受払を希望する週の貨幣の受払希望を「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」（書式第4号）に記載し、前々週の水曜日（休業日の場合はその前営業日）の正午までにファクシミリ送信により日本銀行に提出してください。

なお、日本銀行は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」の内容について、提出期限後の変更は、一切受け付けません。

(2) 貨幣の受払等に関する日本銀行からの通知

日本銀行は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」に記載された利用先からの受払希望などを踏まえ、市中流通拠点において利用先と日本銀行との間で受払を行う日、貨種および数量ならびに他の利用先との間で融通を行う貨種および数量を、各週の前々週金曜日（休業日の場合はその翌営業日）の午後5時までに、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」（書式第5号）をファクシミリ送信することにより利用先に通知します。

(3) 利用先における取扱い

利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」の内容を確認し、通知内容の別により、次のとおり取扱ってください。

イ. 日本銀行との間で貨幣の受払を行う場合

(4) の手続きにより貨幣の受払を行ってください。

ロ. 他の利用先との間での貨幣の融通を行う場合

日本銀行からの通知内容に基づいて、相手方となる利用先との間で日程等を調整のうえ貨幣の融通を行ってください。

なお、利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」に記載した受払希望の全部または一部について、市中流通拠点での受払等が可能

とならなかった場合において、日本銀行での受払を希望するときは、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」（以下「勘定店細則」といいます）に従って受払を行ってください。

（４）貨幣の受払

イ．貨幣の受入

（イ）貨幣の整理および施封の方法

貨幣の整理および施封は、別紙により行ってください。

（ロ）利用先による市中流通拠点を経営する者への指示

利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」の内容に従って、受入日の前営業日までに貨幣を日本銀行に引き渡すことを市中流通拠点を営む者に指示してください。

（ハ）受入

日本銀行による利用先からの貨幣の受入は、日本銀行および利用先が各々市中流通拠点を営む者に対して行う指示に基づき、その職員が、利用先の保管区画から搬出した貨幣を日本銀行の保管区画に搬入することにより行います。当該受入にかかる当座勘定への入金日は貨幣を受入れる日の午後３時までに行います。

（ニ）過不足発生時の取扱等

日本銀行が利用先の当座勘定に入金記帳した金額と受入を行った貨幣の金額との間に過不足を発見した場合には、次の各号に従い取り扱います。

なお、日本銀行は、受入を行った貨幣に日本銀行において真偽の判別を行うことができない貨幣がある場合には、③に準じてその貨幣の代り金を受領したうえ、その貨幣を利用先に返戻します。この場合、利用先はその取扱について日本銀行の指示に従ってください。

① 過不足の差引額が過剰となる場合

日本銀行は、利用先に過剰があった旨およびその金額を通知します。

利用先は、日本銀行から同通知を受けた場合には、速やかに日本銀行において関係封紙（過不足のあった大袋表記または大袋包装封の表記集計票および施封用プラスチック紐の表記をいいます。以下同じです）、過不足票（過不足の内容が記入された証票をいいます。以下同じです）および過剰金を日本銀行から受領するとともに、「過剰金領収書」（勘定店細則書式第4号）を日本銀行に提出してください。

② 過不足の差引額が0となる場合

日本銀行は、過不足があった旨を連絡したうえ、関係封紙および過不足票を日本銀行において利用先に交付します。

③ 過不足の差引額が不足となる場合

日本銀行は、利用先に不足があった旨およびその金額を通知します。

利用先は、日本銀行から同通知を受けた場合には、ただちに日本銀行において「持込現金の不足金額の支払に関する件」（勘定店細則書式第5号）を提出し、日本銀行が指定した金種の現金により不足金を支払うとともに、日本銀行から関係封紙、過不足票および領収書を受領してください。

ロ. 貨幣の払出

(イ) 利用先による日本銀行等への事前通知

- ① 利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」の内容に従って、起票した当座勘定払戻確認情報記入票をファクシミリ送信により払出日の前営業日の午後4時30分までに、日本銀行に提出してください。
- ② 利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」の内容に従って、払出日の前営業日までに貨幣を日本銀行から受け取ることを市中流通拠点を運営する者に指示してください。

(ロ) 払出

日本銀行による利用先への貨幣の払出は、日本銀行および利用先が各々市中流通拠点を運営する者に対して行う指示に基づき、その職員が、日本

銀行の保管区画から搬出した貨幣を利用先の保管区画に搬入することにより行います。当該払出にかかる当座勘定からの引落は貨幣を払出す日の午前9時30分までに行います。

4. 留意事項

(1) 貨幣にかかる所有権の移転時期

日本銀行と利用先との間の貨幣にかかる所有権の移転は、受入または払出の別に応じ、次の各号に掲げる時点に行われるものとします。

イ. 受入

貨幣が日本銀行の保管区画に入った時点

ロ. 払出

貨幣が日本銀行の保管区画から出た時点

(2) 貨幣の受払に過誤が発生した場合の取扱い

日本銀行と利用先との間の貨幣の受払に過誤が発生した場合には、日本銀行、利用先および市中流通拠点を経営する者との間で速やかに協議のうえ、その対応を決定します。

(3) 貨幣の受払の取り止め

日本銀行は、市中流通拠点において日本銀行の貨幣を取扱うことが適切でないと判断した場合には、市中流通拠点における利用先との貨幣の受払を取り止めることがあります。この場合、速やかにその旨を利用先に連絡します。

(4) 受払日の変更

日本銀行は、やむを得ず、事前に利用先に通知した受払日に市中流通拠点での貨幣の受払を行うことができなくなった場合には、速やかにその旨および変更後の受払日を利用先に連絡します。

(5) 直送との併用禁止

利用先は、市中流通拠点において、直送（「日本銀行が行う受直送および直

送払に関する細則」に規定する受直送および直送払をいいます)を行うことができません。

(6) パレット等の貸与

イ. 利用先が日本銀行から貨幣を受領するために使用するパレット、大袋包装網およびゴムベルト（1円貨の場合のみ）（以下「パレット等」といいます）は、日本銀行が利用先に貸与します。

ロ. 利用先は、日本銀行に貨幣を引き渡すために使用するパレット等の借用を希望する場合には、日本銀行が別途通知する方法により請求し、日本銀行において借用してください。ただし、日本銀行におけるパレット等の在庫状況により、ご希望に応じられない可能性もありますので、ご注意ください。

ハ. 日本銀行でのパレット等の借用に際しては、利用先は、日本銀行が管理する貸出記録簿に確認印を押捺してください。

ニ. パレット等は、使用后速やかに日本銀行に大袋包装封として持ち込むか、または返却してください。なお、自主融通等により、日本銀行のパレット等を他の者に引き渡した場合には、引渡先別の引渡数量を日本銀行に連絡してください。

(7) 大袋用の袋の貸与

イ. 日本銀行に貨幣を引き渡すために使用する大袋用の袋の借用を希望する場合には、日本銀行が別途通知する方法により請求してください。ただし、日本銀行における袋の在庫状況により、ご希望に応じられない可能性もありますので、ご注意ください。

ロ. 袋は、日本銀行において貸与します。貸与された袋は、再使用の可否を問わず、使用后速やかに日本銀行に大袋として引き渡すか、または空のまま日本銀行に返却してください。

ハ. 返却に当たっては、内部に貨幣等の残留物がないことを十分点検したうえ、再使用が可能なものと不可能なものとの分別して日本銀行に持ち込んでくだ

さい。日本銀行は、返却頂いた袋内部の残留物およびこれにより生じた損害等については一切責任を負いません。

ニ．袋は繰り返し使用するものですので、切ったり、マジックインキ等で文字を書くことなく、丁寧に取り扱ってください。

5．市中流通拠点において取扱う貨幣に関する情報の日本銀行等への提供

利用先は、市中流通拠点で取扱う貨幣に関する次の情報を市中流通拠点を運営する者を通じて日本銀行に提供してください。日本銀行では提供を受けた情報のうちイ．およびロ．については、日本銀行が偽造防止目的や貨幣流通円滑化の観点から必要と認めた場合に、関係官公庁等に開示することがあります。

イ．貨幣の正損判別に関する情報

貨種別・月単位の正損判別枚数等

ロ．貨幣の真偽判別に関する情報

偽造貨幣の発生情報等

ハ．貨幣の流通状況に関する情報

市中流通拠点での貨種別・月単位での入出庫金額および保管高等

(日付)

日本銀行 殿

(取引先)

(代表者)

印^{注1}

利用申込書

当座勘定取引に伴う貨幣の受払を____年 月 日^{注2}から、____^{注3}
で行うことを承認されたく、申し込みます。

当座勘定取引に伴う貨幣の受払を____^{注3}で行うにあたっては、日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則（市中流通拠点利用先用）、当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する規則および日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する特則その他の規則規定等ならびに貴行が将来制定し、または変更する規則規定等に従います。

以 上

注1 利用申込書を仕出す代表者とは、当座勘定取引に関し、日本銀行業務局に届け出た代表者または代理者をいいます。

注2 利用開始希望日を記入してください。

注3 貨幣の受払を行う市中流通拠点名を記入してください。

(日付)

日本銀行発券局長 殿

(利用先)

(代表者)

印^{注1}

連絡責任者等届

当座勘定取引に伴う貨幣の受払を_____^{注2}で行うに当たっての当方の連絡責任者等を次のとおり届出ます。

連絡責任者 (職名・氏名)	
連絡責任者代理者 (職名・氏名) ^{注3}	
電話番号	
ファクシミリ番号	

- 注1 連絡責任者届を仕出す代表者とは、当座勘定取引に関し、日本銀行業務局に届け出た代表者または代理者をいいます。
- 注2 貨幣の受払を行う市中流通拠点名を記入してください。
- 注3 代理者の行は人数に応じて適宜増減させてください。
- 注4 一部変更の場合、変更のない者を含め全員分を記載してください。

市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表（月次・速報）＜ 月分＞

(日付) _____

(利用先名) _____

(部署・責任者名) _____

(連絡先＜電話・FAX＞) _____

▽ 受入・払出希望量

	上旬		中旬		下旬	
	受入	払出	受入	払出	受入	払出
500円貨	袋	袋	袋	袋	袋	袋
100円貨						
50円貨						
10円貨						
5円貨						
1円貨						
合計						

連絡先：日本銀行発券局日本橋発券課運営保管グループ

(TEL 03-3277-3087、FAX 03-3277-1465)

(注) 大袋包装封定量の単位で記載してください。

市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）
（ / 日<月> ~ / 日<金>）

（日付） _____

（利用先名） _____

（部署・責任者名） _____

（連絡先<電話・FAX>） _____

【受入】

貨種	袋数
500円	
100円	
50円	
10円	
5円	
1円	
合計	

【払出】

貨種	袋数
500円	
100円	
50円	
10円	
5円	
1円	
合計	

連絡先：日本銀行発券局日本橋発券課運営保管グループ

(TEL 03-3277-3087、FAX 03-3277-1465)

(注) 大袋包装封定量の単位で記載してください。

市中流通拠点
受払用

書式第5号

市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表（ / 日<月> ~ / 日<金>）

（利用先名） _____

日本銀行発券局

【市中流通拠点での受入】

（単位：袋）

貨種	合計	日 (月)	日 (火)	日 (水)	日 (木)	日 (金)
500円						
100円						
50円						
10円						
5円						
1円						
合計						

【他の利用先への引渡（融通）】^(注2)

（単位：袋）

利用先名 貨種			
500円			
100円			
50円			
10円			
5円			
1円			
合計			

【市中流通拠点での払出】^(注1)

（単位：袋）

貨種	合計	日 (月)	日 (火)	日 (水)	日 (木)	日 (金)
500円						
100円						
50円						
10円						
5円						
1円						
合計						

【他の利用先からの受取（融通）】^(注2)

（単位：袋）

利用先名 貨種			
500円			
100円			
50円			
10円			
5円			
1円			
合計			

（注1）市中流通拠点での払出日の前営業日の午後4時30分までに「当座勘定払戻確認情報記入票」をファクシミリ送信により日本銀行発券局日本橋運営保管グループに提出してください。

（注2）融通実施日等は、融通の相手方となる先と調整してください。

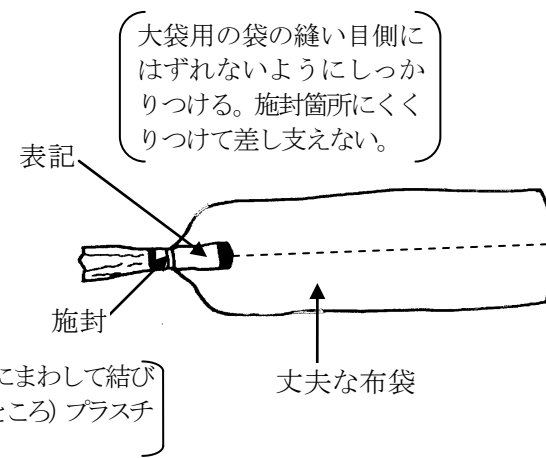
貨幣の整理および施封の方法

1. 貨幣の整理

- ・ 貨幣は、貨種別に整理してください。

2. 大袋の施封

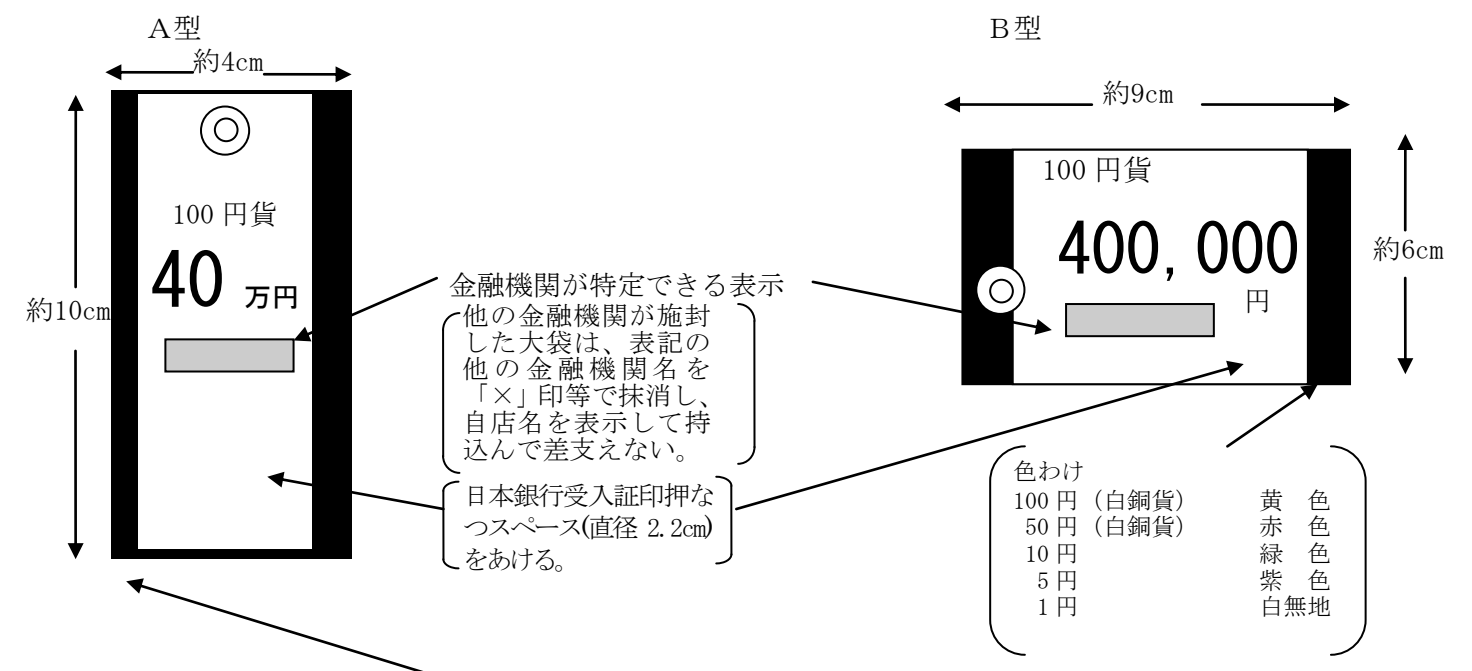
(大袋の施封概観図)



- ・ 大袋用の袋は日本銀行が貸与します。利用先が調達した袋を使用する場合には、袋の適宜の箇所に金融機関名を表示してください。なお、大袋用の袋は、貨幣を収納するのに十分な機能を備える必要がありますので、ご自身で調達される場合には、その仕様につき日本銀行にご照会ください。
- ・ 袋に貨幣を収容する際には、事前に袋の内部に貨幣等の残留物がないこと、および、袋に穴や切り傷等の異状がないことを点検してください。
- ・ 袋に貨幣を収容した後、口辺から約 10 c mのところを丈夫な紐で二重以上にまわして結び、プラスチック封等により施封してください。その際、表記をはずれないようにしっかりとくりつけてください。

3. 表記の表示

(表記の概観図)



- ・ 大袋の表記は、利用先が調達してください。同表記は、布（プリンティング・クロス）製の丈夫なものを使用し、大袋の縫目側に外れないように付けてください。
- ・ 施封者および施封年月日の表示については、利用先の内部手続により取り扱って頂いて差し支えありません。
- ・ 表記には、貨種、収納金額および金融機関が特定できる表示を行ってください。この金融機関が特定できる表示は、金融機関名のほか、金融機関が識別できるマークまたは金融機関コードにより行うことができます。

- 表記の両端には、以下の各号の別に当該各号に定める色を付してください。

	貨種	両端の色
(イ)	100円（白銅貨）	黄色
(ロ)	50円（白銅貨）	赤色
(ハ)	10円	緑色
(ニ)	5円	紫色
(ホ)	1円	白無地

- 表記下部は日本銀行が使用しますので、表面の直径2.2cmは空白を設けてください。
- 他の金融機関または日本銀行が施封した大袋は、表記の他の金融機関が特定できる表示または日本銀行による貨幣取扱印を「×」印等で抹消し、自己の金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の大袋とすることができます。ただし、当該「×」印が既に2つ以上付されている大袋については、破封したうえ、改めて大袋として施封してください。
- 造幣局が施封した大袋は、自己の金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の大袋とすることができます。

4. 大袋包装封の施封等

イ. 大袋包装封の施封

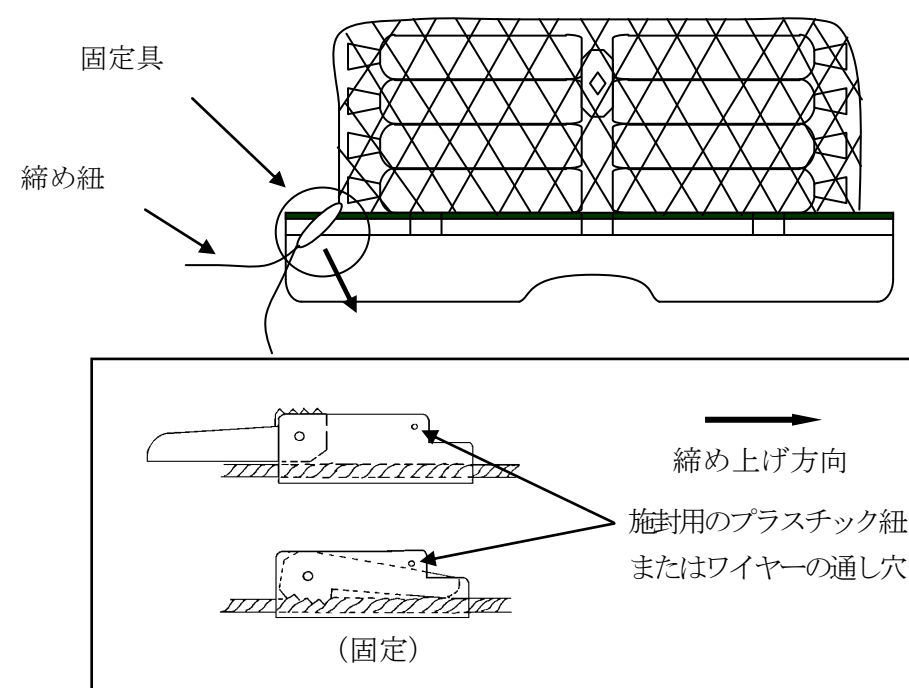
- 大袋包装封の施封は、大袋包装網の種類別に従い、以下の①または②いずれかにより行ってください。なお、50袋、100袋の大袋を大袋包装封とする場合の大袋の積み方については、別表（貨幣のパレットへの積載方法について）に従ってください。

① 大袋包装網A型による施封

（概観図）



- 大袋をパレットに積載し、表記集計票を包装網の内側に収容する形で、大袋包装網A型を被せ、パレット上面と最下段の大袋との間で締め紐を締め上げ、固定具で固定してください。



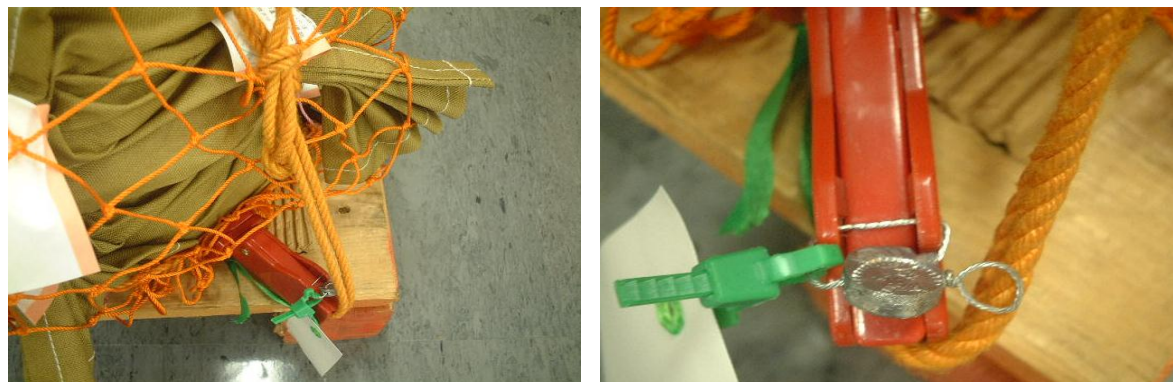
- 固定具の通し穴に、④施封用プラスチック紐（黄・表記付）を通して締め上げて封を施す、または、⑤施封用ワイヤー（鉛玉付）を通して鉛封を施し、ワイヤーに施封用プラスチック紐（緑・表記付）を掛けて固定する、ようにしてください。

（施封部付近の拡大図）

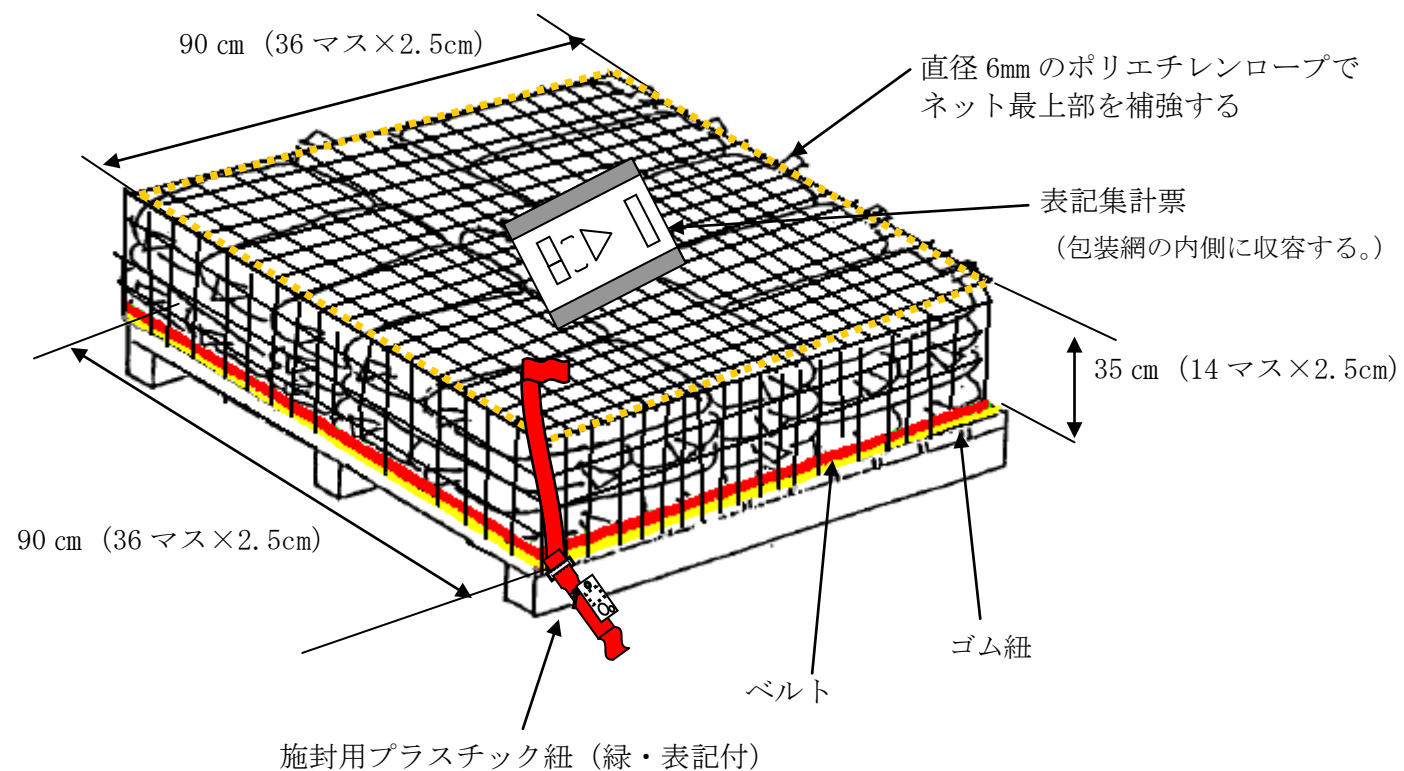
④施封用プラスチック紐（黄・表記付）を使用する場合



㊦施封用ワイヤー（鉛玉付）・施封用プラスチック紐（緑・表記付）を使用する場合



㊧ 大袋包装網B型による施封
(概観図)

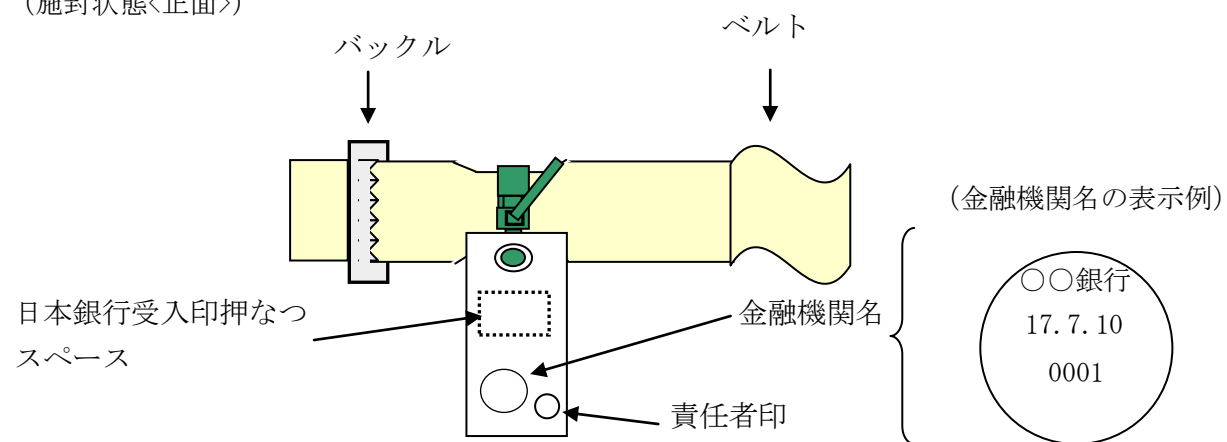


- 大袋包装網をバックル付ベルトで締め上げて固定し、バックル右側のベルトを施封用プラスチック紐（緑・表記付）で締め上げて施封してください。
- ベルトは、ネットの最下段に、網の角の端から4マス目辺りで最初に通し、3マス毎に通していき、

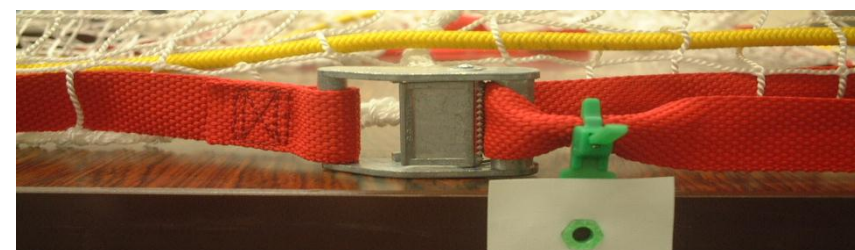
1周して角から4マス目辺りの位置まで通してください。また、ベルトを通す方向は上から見て時計回りとしてください。

- ゴム紐は、ベルトの1段上の網に1マス毎に通してください。

(施封状態<正面>)



(施封例)



ロ. 留意事項

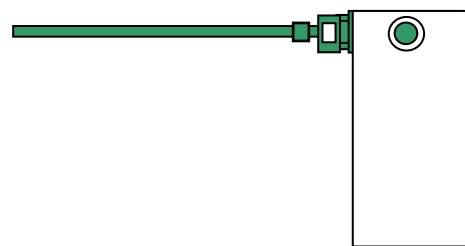
- 大袋包装封に使用するパレット、大袋包装網およびゴムベルトは、日本銀行が貸与します。
- 大袋包装網A型は、施封後、余った紐を大袋包装網の側面で、大袋包装網B型は、施封後、余ったベルトを大袋包装網の上部で、それぞれ括ってください。
- 施封用プラスチック紐（表記付）の表記には、表面中央下寄りの位置にはっきりと金融機関が特定できる表示を行ってください。この金融機関が特定できる表示は、マークまたは金融機関共通東の金融機関名印でも差支えありません（ニ. の表記集計票についても同様です）。
- 施封年月日の表示については、取引先の内部手続により取り扱って頂いて差支えありません。

ハ. 施封用プラスチック紐（表記付）

- 施封用プラスチック紐（表記付）は、日本銀行が提供します。
- 利用先が調達する場合には、同施封具は、市販のプラスチック製施封具（セキュロックと同仕様の

もの)に表記を組み合わせて固定してください。表記は、大袋の表記と同様、極力布(プリンティング・クロス)製等の丈夫なものを使用してください。

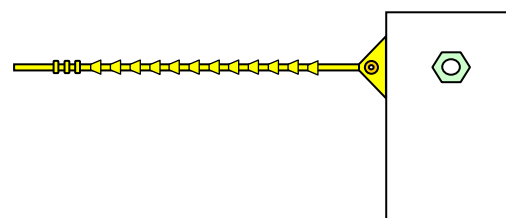
(施封用プラスチック紐(緑・表記付)の概観図)



表記のサイズ: 約 100mm (縦) × 約 40mm (横)

色: 無地

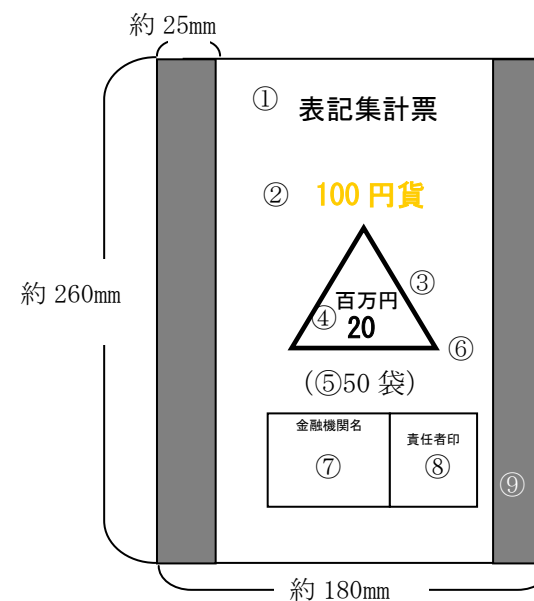
(施封用プラスチック紐(黄・表記付)の概観図)



表記のサイズ: 約 100mm (縦) × 約 40mm (横)

色: 無地

(表記集計票の様式例)



(表示内容)

- ① 「表記集計票」の文字
- ② 貨種(文言および色は下表のとおり)
- ③ 金額単位(百万円、△の中に表示する)
- ④ 金額(△の中に表示する)
- ⑤ 袋数(カッコ書き)
- ⑥ 「袋」の文字(カッコ書き)
- ⑦ 金融機関名
- ⑧ 責任者印
- ⑨ 両端の色: 下表の色

・ 表記集計票の貨種表示、表示の色および両端の色は、以下のとおりです。

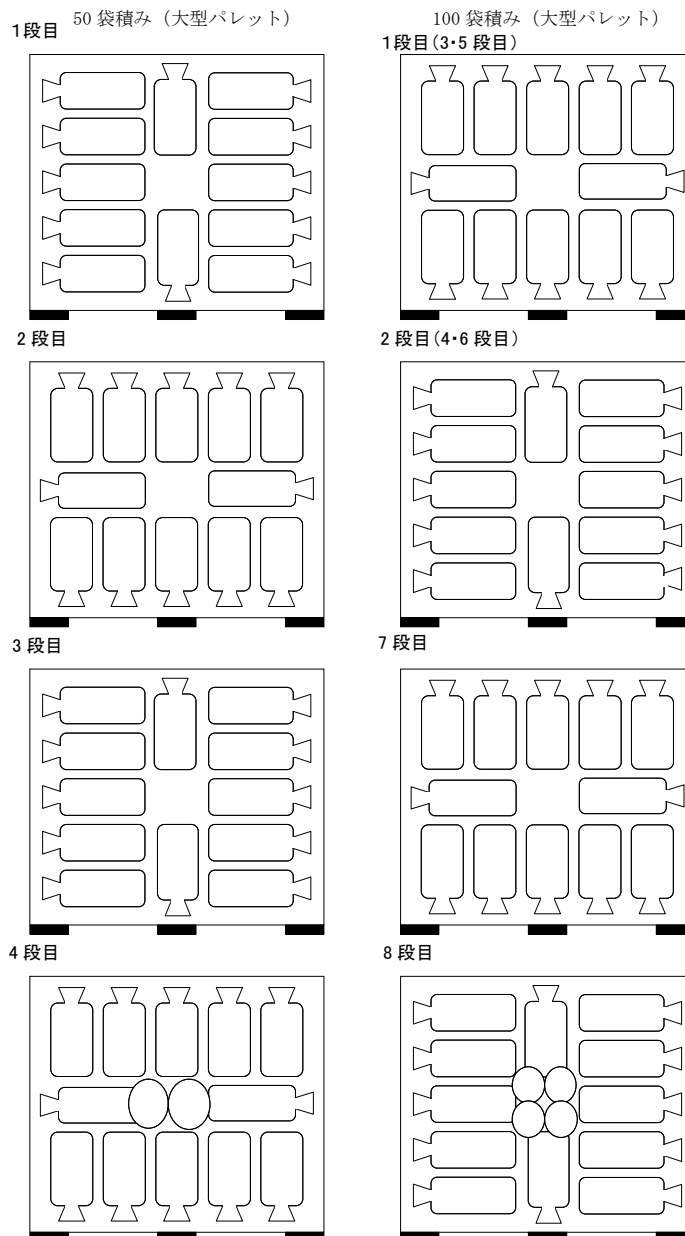
貨種	表示の色	両端の色
100円(白銅貨)	黄色	黄色
50円(白銅貨)	赤色	赤色
10円	緑色	緑色
5円	紫色	紫色
1円	黒色	白色

以上

二. 表記集計票の表示

- ・ 表記集計票は、日本銀行が提供します。
- ・ 同票は、大袋包装網の内側に収容して表示してください。この際、表記集計票の「責任者印」欄に押印する責任者と、施封用プラスチック紐(表記付)の表記に押印する責任者は同一人としてください。

貨幣のパレットへの積載方法について



- (注) 1. 大型パレットの重量は約 30kg。
2. 大袋をパレットに積載する場合には、貨幣垂れ下がり防止用模造紙をパレットの上部に敷いてから積んでください。
3. 大袋は、袋の縫目が上になるように積んでください。
4. 大袋は、荷崩れ防止のため、極力パレットの中央に寄せて積んでください。また、100 袋積みを行う場合には、ゴムベルト等により荷崩れ防止措置を講じてください。